

# 令和元年度後期授業料免除

## 申請書類配付について

### Application Document Distribution for Tuition Exemption for 2<sup>nd</sup> Semester in 2019

【 書類配付期間 Document Distribution Period 】 ※土日を除く

**令和元年 7 月 8 日 (月) ~**

**令和元年 8 月 6 日 (火)**

Monday, July 8<sup>th</sup>, 2019 to Tuesday, August 6<sup>th</sup>, 2019

- ※ 前後期一括申請者は除く。
- ※ 土日を除く。
- ※ 坂本地区・片淵地区で文教に来られない方、社会人大学院生で県外在住の方は、学生支援センター(経済支援コーナー)へ相談ください。
- ※ 期間を過ぎての配付は一切行いません。
- ※ 懲戒処分を受けた場合、申請することができない期間があります。
- ※ **Except the student application both 1<sup>st</sup> and 2<sup>nd</sup> semesters.**
- ※ Weekday only
- ※ Students on Sakamoto or Katafuchi campus who cannot visit Bunkyo campus and graduate students who are non-citizen of Nagasaki Prefecture should consult Student Support Center.
- ※ Distribution after the distribution period above will not be done.
- ※ If you are subjected to disciplinary action, there is the term you cannot apply for the tuition waiver.

- ・ 日本学生支援機構の給付型奨学金を受給する学生は、別途申請が必要になりますので、学生支援センター(経済支援コーナー)にお尋ねください。
- ・ 平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨及び北海道胆振東部地震にて被災した世帯の学生で家計急変となった者についても申請を受け付けますので(罹災証明書が必要)、申請書類を取りに来てください。提出された書類により審査を行います。書類を提出したことで免除を保証するものではありませんのでご注意ください。

令和元年 7 月 10 日 学生支援センター(経済支援コーナー) 電話 095-819-2105(直通)

2019 July 10 Student Support Center (financial support desk) Tel 095-819-2105